

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年12月8日

分任支出負担行為担当官
名古屋港湾事務所長 池田 哲郎

1. 競争入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量 平成29年度 名古屋港清龍丸船舶用シート型情報表示装置購入
- (2) 仕様等 入札説明書による
- (3) 納入期限 平成30年3月30日
- (4) 納入場所 入札説明書による
- (5) 入札方法

- ① 落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。
- ② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。
- ③ 入札執行回数は、原則として2回を限度とし、不落随契には移行しない。

(6) 電子調達システムの利用

- ① 本案件は、証明書等の提出、入札を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、あらかじめ紙入札方式参加願を提出するものとする。ただし、紙入札業者のみの場合は紙入札に移行するものとする。
- ② 電子調達システムによる場合は、電子認証を取得していること。

2. 競争参加資格等

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」のA、B、C又はD等級に格付けされた東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 上記2（2）の資格を有しない者で入札に参加しようとする者は、開札の時までに当該資格の決定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けた場合は入札に参加することができる。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（手続開始の決定を受けている者を除く。）
- (5) 申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、中部地方整備局から指名停止を受けていない者であること。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 入札手続等

- (1) 担当部局
〒455-0045 名古屋市港区築地町2番地
中部地方整備局 名古屋港湾事務所 品質管理課
電話 052-651-6728
- (2) 入札説明書の配付期間及び場所
配布期間：表1のとおり
配布場所：上記3（1）、当局ウェブサイト（<http://www.pa.cbr.mlit.go.jp/keiyaku/i-ndex.html>）及び電子調達システム

- なお、無償にて配付する。
- (3) 申請書の提出期間及び場所
提出期間：表1のとおり
提出場所：電子調達システムにより提出すること。
なお、あらかじめ紙入札方式参加願を提出した場合は、上記3(1)に持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものとする。）（以下「書留郵便等」という。）により提出すること。
- (4) 電子調達システムのURL及び問い合わせ先
電子調達システム <https://www.nyusatsu.geps.go.jp/OMP/Accepter/>
上記3(1)に同じ。
- (5) 入札の日時及び場所並びに入札書の提出方法
日 時：表1のとおり
提出方法：電子調達システムにより提出すること。
なお、あらかじめ紙入札方式参加願を提出した場合は、表1記載の提出期間内に上記3(1)に持参又は書留郵便等により提出すること。
- (6) 開札の日時及び場所
開札時間：表1のとおり
開札場所：〒455-0045 名古屋市港区築地町2番地
中部地方整備局 名古屋港湾事務所

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争に参加を希望する者は、当局の交付する入札説明書に示す申請書に必要な書類を添えて、提出期間内に提出しなければならない。
また、入札日の前日までの間において当局から当該書類に関する説明及び協議を求められた場合には、それに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申込書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (5) 落札者の決定方法
本公告に示した調達を履行できると分任支出負担行為担当官が判断した申請書等及び入札書を提出した入札者であって、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不相当と認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とするところがある。
- (6) 手続における交渉の有無
無
- (7) 契約書作成の要否
要
- (8) 詳細は入札説明書による。

表 1

<p>入札説明書配布期間</p>	<p>平成29年12月8日9時30分から平成29年12月25日16時00分までの間に配布を行う。(但し土曜日・日曜日及び祝日には配布を行わない。)</p>
<p>競争参加資格確認申請書等提出期間</p>	<p>平成29年12月8日9時30分から平成29年12月15日16時00分までの間に提出を受け付ける。(但し土曜日・日曜日及び祝日には受付を行わない。)</p>
<p>入札書提出期限</p>	<p>平成29年12月25日16時00分(但し土曜日・日曜日及び祝日には受付を行わない。)</p>
<p>開札日時</p>	<p>平成29年12月26日11時00分</p>

入札説明書

中部地方整備局の一般競争に係る入札公告（平成29年12月8日付け）に基づく入札等については、関係法令の定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 契約担当官等

分任支出負担行為担当官 名古屋港湾事務所長 池田 哲郎

2. 担当部局

〒455-0045 名古屋市港区築地町2番地

中部地方整備局 名古屋港湾事務所 品質管理課

TEL 052-651-6728

3. 競争入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量 平成29年度 名古屋港清龍丸船舶用シート型情報表示装置購入

(2) 仕様等

別冊仕様書及び契約書（案）のとおり。

(3) 納入期限

平成30年3月30日

(4) 納入場所

別冊仕様書のとおり。

(5) 電子調達システムの利用

① 本案件は、証明書等の提出、入札を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、あらかじめ紙入札方式参加願（様式-2）を提出するものとする。ただし、紙入札業者のみの場合は紙入札に移行するものとする。

② 電子調達システムによる場合は、電子認証を取得していること。

4. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」のA、B、C又はD等級に格付けされた東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。

(3) 上記4(2)の資格を有しない者で入札に参加しようとする者は、開札の時までに当該資格の決定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けた場合は入札に参加することができる。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（手続開始の決定を受けている者を除く。）

(5) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、中部地方整備局から指名停止を受けていない者であること。

(6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

5. 競争参加資格の確認等

(1) 本入札の参加希望者は、4. に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書等を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

4. (2) の認定を受けていない者も申請書等を提出することができる。この場合において、4. (2) 以外の参加資格条件を満たしているときは、開札時に4. (2) の認定を

受けていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

なお、期限までに申請書等を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

① 提出期間：表1のとおり

② 提出方法：電子調達システムにより提出すること。ただし、あらかじめ紙入札方式参加願を提出した場合は、持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものとする。）（以下「書留郵便等」という。）すること。

電子調達システムにより提出する場合は、証明書等提出画面の「添付資料」欄にの申請書等を添付し提出する。（電子ファイルの受信可能容量は3MBまで）。なお、電子ファイルが3MBを超える場合には、申請書については電子調達システムを利用して提出するものとし、それらの添付書類については上記2. に持参又は書留郵便等により提出するものとする。またその際、証明書等として下記の内容を記載した書面を電子調達システムにより提出すること（締切日時必着）。

1. 郵送等を行う旨の表示
2. 郵送等を行う書類の目録
3. 郵送等を行う書類のページ数
4. 発送または持参年月日

③ ファイル形式：電子調達システムにより提出するファイルは、以下のいずれかの形式にて作成すること。なお、LZH又はZIP形式によるファイル圧縮は認める。

一太郎2011以下、Microsoft Word2010以下、Microsoft Excel2010以下、その他PDFファイル、JPEG又はGIF形式の画像ファイル。

(2) 申請書は様式-1により作成し、下記の書類を併せて添付すること。

・納入予定物品確認書（様式-1-2）

仕様書別紙の規格に記載した当事務所が想定する物品以外を納入予定物品とする場合は、カタログ、図面又は証明書類（納入予定物品が同等品以上であることを確認するため、仕様や形状が把握出来るものとする。）も添付すること。

(3) 競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限の日をもって行うものとし、参加資格の有無については表1に示す期日以降に通知する。通知において、参加資格「無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。また、入札参加資格を有すると認められた者に対し、納入予定同等品での納入の可否について併せて通知する。

(4) その他

- ① 提出された申請書等について分任支出負担行為担当官からの照会があった場合には、説明しなければならない。
- ② 申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- ③ 支出負担行為担当官は、提出された書類を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用することはない。
- ④ 一旦受領した書類は返却しない。
- ⑤ 一旦受領した書類の差し替え及び再提出は、当局の指示に従って行う場合を除き認めない。

6. 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、分任支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次により説明を求めることができる。

① 提出期限：表1のとおり

② 提出先：2.に同じ

③ 提出方法：電子調達システムにより提出するものとする。ただし、あらかじめ紙入札方式参加願を提出した場合は、書面により提出先に持参又は書留郵便等により提出するものとする。

(2) 分任支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、説明を求めた者に対し電子調達システム（書面による説明要求の場合は、書面）により回答する。

回答期限：表1のとおり

7. 入札説明書等に対する質問

- (1) この入札説明書及び添付の仕様書等に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。
- ① 提出期間：表1のとおり
 - ② 提出場所及び提出方法：電子調達システムによる（その旨電話連絡すること）。ただし、紙入札方式の場合は2. まで持参又はFAXにて提出すること。なお、FAXにて提出する際は、送信後電話で必ず着信を確認すること。
- (2) (1) の質問に対する回答は、表1に示す期間まで、電子調達システムで提出されたものは電子調達システム及び上記2. にて、紙入札方式の場合は上記2. にて閲覧に供する。

8. 入札書の提出方法等

- (1) 入札書の提出期間：表1のとおり
- (2) 提出場所：電子調達システムを利用する場合は次のURLにて提出する。
電子調達システムのURL
<https://www.nyusatsu.geps.go.jp/OMP/Accepter/>
紙入札方式による場合は2. の担当部局へ提出する。
- (3) 入札方法
- ① 落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。
 - ② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。
 - ③ 入札執行回数は、原則として2回を限度とし、不落随契には移行しない。
- (4) 提出方法
- ① 入札書は、電子調達システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、持参又は書留郵便等により提出すること。
 - ② 紙入札方式により持参する場合は、様式-3により入札書を作成し、封かんのうえ、件名、宛名及び入札者の氏名を表記し、入札書の提出期間内に提出しなければならない。
 - ③ 紙入札方式により書留郵便等により提出する場合は、二重封筒とし、中封筒を上記②の直接提出する場合と同様に作成し、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、件名及び開札日時を記載し、上記2. 宛の親展で、入札書の提出期間内に到着するように送付しなければならない。
なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
 - ④ 入札者は、提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (5) 入札の無効
- ① 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者が提出した入札書は無効とする。
 - ② 一般競争（指名競争）参加資格を申請中の場合であって、当該資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は無効とする。
 - ③ 申請書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札条件に違反した者のした入札は無効とするとともに、無効の入札をした者を落札者としていた場合は、落札決定を取り消す。
- (6) 入札の延期等
- 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

(7) 代理人による入札

- ① 紙入札方式により代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、入札時まで代理委任状（様式－４）を提出しなければならない。
- ② 入札者又はその代理人は、本件に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(8) 開札の日時及び場所

開札日時：表１のとおり

開札場所：〒４５５－００４５

名古屋市港区築地町２番地

国土交通省中部地方整備局 名古屋港湾事務所

(9) 開札

開札は、紙入札方式による入札者（代理人が入札した場合にあっては代理人。以下同じ。）を立ち合わせて行う。ただし、紙入札方式による入札者が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

- ① 紙入札方式による入札者は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ② 紙入札方式による入札者は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。
- ③ 紙入札方式による入札者は、開札場に入場した後においては、入札執行官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- ④ 開札をした場合において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合においては、電子調達システムにより再度の入札の締切時刻を直ちに通知し、また、開札場において再度の入札の締切時刻を直ちに公表するので、電子調達システムによる入札者（代理人が入札した場合にあっては代理人。以下同じ。）は当該締切時刻までに再度の入札を行い、また、紙入札方式による入札者は当該締切時刻までに再度の入札書を提出すること。ただし、紙入札方式による入札者のうち開札に立ち会わなかった者は、再度の入札に参加することができない。

(10) 落札者の決定方法

最低価格落札方式とする。

- ① 上記に従い入札書を提出した入札者であって、４．の競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予決令第７９条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
ただし、予算決算及び会計令第８５条の基準により、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不相当と認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- ② 予算決算及び会計令第８５条の基準について
 - i 本件は、予算決算及び会計令第８５条の基準対象になる場合、基準価格を下回った入札が行われたときは、落札者の決定を「保留」する。なお、落札者の決定は後日となるので、その結果については、追って通知する。
 - ii 基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力しなければならない。
- ③ 落札者となるべき者が二人以上ある時は、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができない時は、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

(11) 入札書に関する注意事項

提出された入札書は中部地方整備局（港湾空港関係）競争契約入札者心得第6条各号に該当する者を除き、有効な入札書として取り扱うものとする。従って入札金額の誤記入等の錯誤又は積算の誤り等を理由として無効の訴えを提起できないものとする。また、落札決定後に当該契約を辞退する場合は、原則として指名停止を行う。

9. その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札参加者は、この入札説明書（別紙仕様書を含む）及び中部地方整備局（港湾空港関係）競争契約入札者心得を熟読し、これを遵守すること。

(4) 契約書の作成

① 競争入札を執行し、落札者が決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

② 書留郵便等により契約書を取り交わすことを希望する者は、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に支出負担行為担当官が当該契約書の案の送付を受けて、これに記名押印するものとする。

③ 上記②の場合において支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

④ 支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(5) 支払の条件

完了払

(6) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基く指名停止を行うことがある。

表 1	
競争参加資格確認申請書書等提出期間	平成29年12月8日9時30分から平成29年12月15日16時00分までの間に提出を受け付ける。 (但し土曜日・日曜日及び祝日には受付を行わない。)
入札書提出期限	平成29年12月25日16時00分(但し土曜日・日曜日及び祝日には受付を行わない。)
開札日時	平成29年12月26日11時00分
競争参加資格確認通知	平成29年12月20日
競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明請求期限	平成29年12月27日16時00分(但し土曜日・日曜日及び祝日には受付を行わない。)
競争参加資格がないと認めた者からの説明要求に対する回答	平成30年1月10日
入札説明書等質問期間	平成29年12月11日9時30分から平成29年12月15日16時00分までの間に提出を受け付ける。 (但し土曜日・日曜日及び祝日には受付を行わない。)
入札説明書等質問回答期限	平成29年12月20日

競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官
名古屋港湾事務所長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名
担当者氏名：
電話番号：

平成29年12月8日付けで入札公告のありました「平成29年度 名古屋港清龍丸船舶用シート型情報表示装置購入」に係る競争に参加する資格要件について審査されたく、下記書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令第70条に該当する者でないことを誓約します。

記

1. 納入予定物品確認書（様式－1－2）

納入予定物品確認書

納入予定物品

- ※1 参考規格と同じものを納入予定の場合は、「参考規格に同じ。」と記載すること。
- ※2 参考規格とは別の物品を納入予定の場合は、上記表内に記載するか「別紙のとおり」と記載しカタログ、図面又は証明書類（納入予定物品が同等品以上であることを確認するため、仕様や形状が把握出来るものとする。）を添付すること。

紙入札方式参加願

1. 発注件名： 平成29年度 名古屋港清龍丸船舶用シート型情報表示装置購入

上記の案件は、電子調達システムを利用しての参加ができないため紙入札方式での参加をいたします。

平成 年 月 日

資格審査登録番号

企業名称

企業郵便番号

企業住所

代表者氏名

代表者役職

電子くじ番号

(連絡先)

電話番号

FAX番号

メールアドレス

入札者

住所

企業名称

氏名

分任支出負担行為担当官

名古屋港湾事務所長 殿

※1. 入札者住所、企業名称及び氏名欄は、代表者若しくは委任を受けている場合はその者が記載、押印する。

2. 電子くじ番号は、電子くじを実施する場合に必要となるので、000～999の任意の3桁の数字を記載する。

入 札 書

契約名 平成29年度 名古屋港清龍丸船舶用シート型情報表示装置購入

入 札	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
金 額											

競争契約入札者心得及び入札説明書を承諾の上、入札します。

平成 年 月 日

住 所

氏 名



分任支出負担行為担当官
名古屋港湾事務所長 殿

- (注) 1. 用紙の寸法は、日本工業規格A列4とする。
 2. 金額は「アラビア」数字で記入する。
 3. 金額の冒頭には、「¥」記号を記入する。

<記載例：個人委任の場合>

委 任 状

(↓入札を行う人の個人名・入札書の使用印鑑を押印)

私は ○○○○ (印) を代理人と定め、貴局の発注した
平成○○年度○○○○○○○○○○○○○○○○ (←契約件名を記入)
に関し、下記の権限を委任します。

記

1. 入札、並びに見積を行うこと。

平成 年 月 日

住 所 ○○市○○区○○町○番地

○○○株式会社○○支店

氏 名 支店長 ○○○○ (印)

印

(↑社印・代表者印を押印)

分任支出負担行為担当官

名古屋港湾事務所長 殿

平成29年度 名古屋港清龍丸船舶用シート型情報表示装置購入

仕様書

1. 概要

本契約は、名古屋港湾事務所所属の浚渫兼油回収船「清龍丸」の船舶用シート型情報表示装置を購入するものである。

2. 仕様内容及び数量

1) 船舶用シート型情報表示装置購入	1式
(参考規格：高木綱業(株) ライトメール)	
① 表示シート H90cm×W330 4文字	4枚
(8文字連結でW600、1文字60cm角、16ドット、 高輝度LED緑単色)	
② コントローラー	1台
③ 表示情報入力装置	1台
④ その他付属品	1式
(中継ボックス 2台、コネクタボックス(電源あり) 2台、 コネクタパネル 1台、LED電源ケーブル(約25m) 2本、 制御信号ケーブル(約25m) 2本、表示メッセージ通信ケーブル(約10m) 1本)	

※仕様の詳細について、同等品とする場合は事前に当所担当職員の承諾を得るものとする。

3. 納入場所

清龍丸(名古屋市港区空見町地先・フェリーふ頭V3岸壁)

4. 履行期間

平成30年3月30日

5. 検収

表示シートを清龍丸羅針儀甲板ハンドレールにロープを用いて固定し、当所検査職員立ち会いのもと、正常に作動することの確認をもって検収とする。

6. 代金の支払い

検収後、請求書により代金を請求することとし、当所が適法な請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

7. その他

1) 本仕様書に記載なき事項において疑義が生じた場合は、両者協議のうえ決定するものとする。

(購入)

売 買 契 約 書

1. 物 件 名 平成29年度 名古屋港清龍丸船舶用シート型情報表示装置購入
2. 納入場所及び納入期限 別冊仕様書による
3. 契 約 金 額 ￥
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥)
4. 契 約 保 証 金 免 除

上記の物件について発注者と受注者とは、おのおのの対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(総 則)

第1条 発注者及び受注者は、契約書記載の物件の売買契約に関し、この契約書に定めるもののほか、別冊の仕様書及び図面又は見本（以下これらの仕様書及び図面又は見本を「仕様書等」という。）に従いこれを履行しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(特許権等の使用)

第3条 受注者は、この契約の履行にあたって、第三者の権利となっている特許権、実用新案権等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(契約の変更)

第4条 発注者は、必要があるときは、書面をもって受注者に通知し、契約内容を変更することができる。この場合において、必要があると認められるときは、次項及び第3項に定めるところにより、納入期限（以下「納期」という。）若しくは契約金額（以下「代金」という。）を変更し又は必要な費用等を発注者が負担しなければならない。

2 納期又は代金の変更は、発注者と受注者とが協議して定める。

3 発注者は、第1項の場合において受注者が増加費用を必要とし、又は受注者に損害を及ぼしたときは、その増加費用を負担し、又はその損害を賠償しなければならない。この場合における負担額又は賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(納期の延長)

第5条 受注者は、天候の不良等その責めに帰することができない理由その他の正当な理由により納期までに物件を納入することができないときは、発注者に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面をもって納期の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、発注者と受注者とが協議して書面をもって定めなければならない。

(納入の届出)

第6条 受注者は、納入場所へ物件を持ち込むときは、あらかじめその日時等について発注者に連絡するとともに、物件を持ち込んだときは、直ちに納品書等によりその旨を発注者

に届け出なければならない。

(検査)

第7条 発注者は、第3項に規定する場合を除き、前条に規定する納入の届出を受けたときは、その日から起算して10日以内に受注者の立会のうえ物件の品質性能等（以下「品質等」という。）及び数量形状寸法等（以下「数量等」という。）について納入を確認するための検査を行わなければならない。

ただし、発注者が品質等の検査を不要と認めた場合は、この限りでない。

- 2 前項に規定する品質等及び数量等の検査にあたっては、発注者又は発注者の指定する検査職員がこれを行なう。
- 3 受注者は、仕様書等に品質等の検査を要するものと明示されているものについては、発注者と受注者とが協議して定めた日時、場所において立会のうえ検査を受けなければならない。
- 4 発注者は、前項の規定により品質等の検査を行なったものであっても、特に必要と認めるときは、数量等の検査中において再度品質等の検査を行なうことができる。
- 5 受注者は、第1項、第3項及び第4項による検査の結果当該物件が不合格となったときは、当該不合格品について不良品の修補又は代品による補充を行ない、発注者の再検査を受けなければならない。この場合の再検査については、第6条及び前各項の規定を準用するものとする。
- 6 品質等の検査に必要な費用は、受注者の負担とする。ただし、発注者において行なう品質等の試験にかかる費用（運賃、荷造費を除く。）は、この限りでない。
- 7 発注者は、検査にあたって受注者が立ち会わないときは、受注者の欠席のまま検査を行なうことができる。この場合において、発注者は、当該検査終了後、遅滞なく、受注者に対してその検査の結果を通知しなければならない。

(不合格品の引取り)

第8条 受注者は、前条の検査の結果、不合格となった物件をすみやかに納入場所から引取らなければならない。

- 2 発注者は、受注者が前項の規定にかかわらず、不合格品を引き取らない場合には、その保管の責任を負わないものとする。

(給付完了の時期等)

第9条 物件の納入完了の時期は、物件の全部について、又は発注者が分納を認めた場合は当該分納部分について、第6条に規定する納入の届出により発注者が納入を確認したときとする。

- 2 前項の物件の給付完了の時期は、第7条に規定する検査に合格し、当該物件を受注者から発注者に引き渡しを完了したときとする。

(所有権の移転)

第10条 物件の所有権は、前条第2項の給付完了のときをもって受注者から発注者に移転するものとする。

(代金の支払い)

第11条 受注者は、物件の給付完了後、書面をもって代金の支払いを請求することができる。

- 2 受注者は、第9条の規定により、分納部分に相応する代金相当額の部分払2回を限度として請求することができる。この場合の請求は、前項に準じて行なうものとする。
- 3 発注者は、第1項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に代

金を支払わなければならない。

- 4 発注者がその責めに帰すべき理由により第7条第1項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査した日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（第三者による代理受領）

第12条 受注者は、発注者の承諾を得て代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第11条の規定に基づく支払いをしなければならない。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第13条 受注者の責めに帰すべき理由により納期までに物件を納入することができない場合において、納期経過後相当の期間内に納入する見込みのあるときは、発注者は、受注者から損害金を徴収して納期を延長することができる。

- 2 前項の損害金の額は、納期満了の日の翌日から納入完了の日までの日数に応じ、代金（すでに引き渡しを完了した物件があるときは、当該引渡済物件代金相当額を代金から控除した金額）に年5パーセントの割合で計算した額とする。
- 3 発注者の責めに帰すべき理由により、第11条第3項の規定による代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第13条の2 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）
- 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- 三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したとき

は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(危険負担)

第14条 所有権移転前の物件に係る損害は、受注者が一切負担しなければならない。ただし、発注者の責めに帰すべき理由による損害は、この限りでない。

(瑕疵担保)

第15条 物件に瑕疵があるときは、発注者は、受注者に対して相当の期間を定めて瑕疵の修補(数量の追加、他の良品との取替えを含む。)を請求し、又はその瑕疵の修補に代えて若しくはその修補とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項における瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることができる期間は、所有権移転の日から1年とする。

(発注者の解除権)

第16条 発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

一 その責めに帰すべき理由により納期まで又は納期経過後相当の期間内に物件を納入する見込みがないと明らかに認められるとき。

二 前号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

三 第18条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

四 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成30年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ロ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方と

していた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第16条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 前条の規定によりこの契約が解除された場合

二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

第17条 発注者は、物件の納入が完了しない間は、前条第1項に、規定する場合のほか必要があるときは、契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

（受注者の解除権）

第18条 受注者は、次のいずれかに該当する理由があるときは、契約を解除することができる。

一 第4条第1項の規定により契約内容を変更したため代金が2/3以上減少したとき。

二 発注者が契約に違反し、その違反により物件を納入することが不可能となったとき。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合に準用する。

（違約金等の相殺）

第19条 発注者は、受注者の納付すべき違約金又は賠償金を発注者が支払うべき金額から控除し、なお不足を生ずるときは、更に受注者から追徴するものとする。

2 受注者は、前項の規定により追徴すべき金額を発注者が指定する期限までに納付しないときは、その遅延日数について年5パーセントの割合の遅滞金を発注者に納付しなければならない。

（資料、報告等）

第20条 発注者は、この契約に基づく違約金、賠償金及び遅滞金に関し、これらの債権の保全上必要があるときは、受注者に対してその業務又は資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を請求することができる。

2 発注者は、受注者が前項に規定する質問に答えず、若しくは虚偽の応答をし、又は報告等をなさず、若しくは虚偽の報告をなし、又は調査を拒み若しくは妨げた場合においては、当該債権の全部又は一部について履行期限を繰り上げることができる。

(紛争の解決)

第21条 この契約書の各条項において、発注者と受注者とは協議して定めるものにつき協議がととのわない場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者と受注者とは協議して選定した第三者にその解決のあつせんを依頼するものとする。

(補 則)

第22条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とは協議して定める。

上記のとおり契約した証としてこの証書2通を作成し、発注者と受注者とは各自保管する。

平成 年 月 日

発注者 住 所 名古屋市港区築地町2番地
氏 名 分任支出負担行為担当官
名古屋港湾事務所長 池田 哲郎 印

受注者 住 所
氏 名 印

中部地方整備局（港湾空港関係）競争契約入札者心得

（目的）

第1条 国土交通省中部地方整備局（港湾空港関係事務に関するものに限る。）所掌の契約に係る一般競争及び指名競争（以下「競争」という。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「令」という。）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

（一般競争参加の申出）

第2条 一般競争に参加しようとする者は、令第74条の公告において指定した期日までに、令第70条の規定に該当する者でないことを確認することができる書類及び当該公告において指定した書類を添え、契約担当官等（会計法第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）にその旨を申し出なければならない。

（入札保証金等）

第3条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札書の提出期限までに、見積もった契約希望金額の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

2 入札参加者は、前項本文の規定により入札保証金を納付する場合には、あらかじめ、現金を取扱官庁の保管金取扱店（日本銀行の本店、支店又は代理店）に払い込み、保管金領収証書の交付を受け、これに保管金提出書を添えて契約担当官等に提出しなければならない。

3 入札参加者は、第1項本文の規定により入札保証金を歳入歳出外現金出納官吏又は取扱官庁に直接納付する場合は、関係職員の調査を受け、その面前においてこれを封かんのうえ、氏名及び金額を封皮に明記して保管金提出書を添えて差し出さなければならない。ただし、契約担当官等が認める場合に限る。

4 入札参加者は、第1項本文の規定により提供する入札保証金に代わる担保が振替国債である場合には、あらかじめ政府担保振替国債提供書並びに提供しようとする振替国債の名称及び記号、利息の支払期並びに償還期限を確認するために必要な資料（提供しようとする振替国債の口座がある銀行・証券会社等で作成されたもの。以下「政府担保振替国債提供書確認資料」という。）を取扱官庁に

提出し、当該振替国債の提供を申し出なければならない。また、取扱官庁から申出を承認する旨を記載した政府担保振替国債提供書の交付を受けたときは、当該提供書に記載されている期日までに取扱官庁の口座に当該振替国債に係る増額の記載又は記録がされるよう、取引先の銀行・証券会社等に振り替えの申請を行わなければならない。

5 入札参加者は、第1項本文の規定により提供する入札保証金に代わる担保が銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）の保証である場合においては、当該保証に係る保証書を契約担当官等に提出しなければならない。

6 入札参加者は、入札保証保険契約を締結し又は契約保証の予約を受けることにより第1項ただし書の規定に基づく入札保証金の免除を受けようとする場合においては、それぞれ当該入札保証保険契約に係る証券又は当該契約保証の予約に係る証券を契約担当官等に提出しなければならない。

なお、工事請負契約における契約保証の予約に係る保証金額は、第1項の規定にかかわらず、当該契約が国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第4条第1項に規定する特定調達契約（以下「特定調達契約」という。）に該当する場合は、見積もった契約希望金額の100分の30以上、特定調達契約以外の契約にあつては、見積もった契約希望金額の100分の10以上とする。ただし、特定調達契約以外の契約にあつても、国土交通大臣が令第85条に基づき作成した基準に該当することとなった場合は、見積もった契約希望金額の100分の30以上となるよう契約保証の予約に係る保証金額の増額変更を行わなければならない。

7 入札保証金又は入札保証金に代わる担保としての振替国債については、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては落札者決定後にその払渡請求書と引換えにこれを還付する。また銀行等の保証については、その受領書と引換えにこれを返還する。

（入札等）

第4条 入札参加者は、契約書案、図面、仕様書等の契約担当官等が示す図書（以下「入札関係図書」という。）及び現場等を熟覧し、また暴力団排除に関する誓約事項（別添1）を承諾のうえ、入札しなければならない。この場合において入札関係図書及び現場等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書は、公告、公示又は指名通知書に示した方法により、入札書の提出期限までに提出しなければならない。

- 3 入札書を電子入札システムにより提出する場合は、別添2の入力画面上において作成し、書面により提出する場合は、様式1により作成するものとする。
- 4 入札書を持参する場合は、入札書を封かんし、入札参加者の商号又は名称、入札件名及び開札日時を記載して契約担当官等へ提出しなければならない。
- 5 入札書を郵送等により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒に入札参加者の商号又は名称、入札件名及び開札日時を記載して契約担当官等あての親展で提出しなければならない。
- 6 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を提出しなければならない。
- 7 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 8 入札参加者は、令第71条第1項の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。
- 9 入札をした者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(入札参加の取りやめ)

- 第4条の2 入札参加者は、入札書を提出するまでは、いつでも入札参加を取りやめることができる。予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者がいないときに再度の入札を行う場合も、また同様とする。
- 2 前項の場合において、指名を受けた者は、入札辞退届を別添3の入力画面上において作成の上、入札書の提出期限までに電子入札システムにより提出し、又は入札辞退届(様式2)を契約担当官等に持参し、若しくは郵送等により提出するものとする。ただし、これによることができない場合は、入札辞退届(様式2)又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出するものとする。
 - 3 入札参加を取りやめた者は、これを理由として以後の入札参加等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

- 第4条の3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札意思、入札価格(入札保証金の金額を含む。)又は入札書、工事費内訳書その他契約担当官等に提出する書類(以下「入札書等」という。)の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に入札価格を定めなければならない。

- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札意思、入札価格（入札保証金の金額を含む。）、入札書等を意図的に開示してはならない。
- 4 電子入札システムによる入札参加者は、電子証明書（IC カード）を不正に使用してはならない。

（入札の取りやめ等）

第5条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

（無効の入札）

第6条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- 一 競争に参加する資格を有しない者のした入札
 - 二 入札書の提出期限後に到達した入札
 - 三 委任状を提出しない代理人のした入札
 - 四 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付しない者又は提供しない者のした入札
 - 五 入札書に添付して提出することが求められる工事費内訳書その他の資料（以下「添付資料」という。）を提出しない者又は不備のある添付資料を提出した者のした入札
 - 六 記名押印を欠く入札
 - 七 金額を訂正した入札
 - 八 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - 九 明らかに連合によると認められる入札
 - 十 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
 - 十一 その他入札に関する条件に違反した入札
- 2 開札後、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該者のした入札は無効として取り扱うものとする。
- 一 配置予定の監理技術者等を配置することができなくなったとき（契約担当官等が配置予定の監理技術者等の変更をやむを得ないとして承認した場合を除く。）
 - 二 入札公告等の定めに基づき契約担当官等が専任の監理技術者等とは別に配置を求める技術者を配置することができないとき
 - 三 令第86条第1項に基づく調査等の契約担当官等が行う調査に協力しないと

き

四 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があったとき

(入札書等の取り扱い)

第6条の2 提出された入札書等は、開札前も含め返却しないこととする。入札参加者が連合し若しくは不穩の行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、入札書等を公正取引委員会及び警察当局に提出する場合がある。

(落札者の決定)

第7条 入札をした者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格（会計法第29条の6第2項に規定する契約にあつては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なもの）をもって入札をした者を落札者とする。ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1000万円を超える工事又は製造その他の請負契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格（会計法第29条の6第2項に規定する契約にあつては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものに次に有利なもの）をもって入札をした者を落札者とする。

2 国土交通大臣が令第85条に基づき作成した基準に該当する入札をした者は、令第86条第1項に基づく契約担当官等の行う調査に協力しなければならない。

(再度入札)

第8条 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者がいないときは、契約担当官等が指定する日時において再度の入札を行う。ただし、再度の入札は原則として1回を限度とする。

2 再度の入札をしても落札者がいない場合は、原則として令第99条の2の規定による随意契約には移行しない。

(落札となるべき入札をした者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第9条 落札となるべき入札をした者が2人以上あるときは、契約担当官等が指定する日時及び場所において、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(契約保証金等)

第10条 落札者は、契約書の案の提出と同時に、契約金額の100分の10（工事請負契約については、当該契約が特定調達契約に該当する場合又は落札者が国土交通大臣が令第85条に基づき作成した基準に該当する入札をした者である場合は、100分の30）以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

- 2 落札者は、前項本文の規定により契約保証金を納付する場合においては、あらかじめ、現金を取扱官庁の保管金取扱店（日本銀行の本店、支店又は代理店）に払い込み、保管金領収証書の交付を受け、これに保管金提出書を添えて契約担当官等に提出しなければならない。

- 3 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金を納付する場合において、契約担当官等が認める場合に歳入歳出外現金出納官吏又は取扱官庁に直接納付するときは、関係職員の調査を受け、その面前においてこれを封かんのうえ、氏名及び金額を封皮に明記して保管金提出書を添えて差し出さなければならない。

- 4 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金に代わる担保が振替国債である場合においては、あらかじめ政府担保振替国債提供書並びに政府担保振替国債提供書確認資料を取扱官庁に提出し、当該振替国債の提供を申し出なければならない。また、取扱官庁から申出を承認する旨を記載した政府担保振替国債提供書の交付を受けたときは、当該提供書に記載されている期日までに取扱官庁の口座に当該振替国債に係る増額の記載又は記録がされるよう、取引先の銀行・証券会社等に振り替えの申請を行わなければならない。

- 5 落札者は、第1項本文の規定により提供する契約保証金に代わる担保が銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証である場合においては、当該保証に係る保証書を契約担当官等に提出しなければならない。

- 6 落札者は、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の締結により第1項ただし書の規定に基づく契約保証金の免除を受けようとする場合においては、それぞれ当該公共工事履行保証証券に係る証券又は当該履行保証保険に係る証券を契約担当官等に提出しなければならない。

- 7 契約保証金又は契約保証金に代わる担保としての振替国債については、契約履行後にその払渡請求書と引換えにこれを還付する。また、銀行等の保証について

は、その受領書と引換えにこれを返還する。

(入札保証金等の振替え)

第11条 契約担当官等において必要があると認める場合には、落札者に還付すべき入札保証金又は入札保証金に代わる担保を契約保証金又は契約保証金に代わる担保の一部に振り替えることができる。

(契約書等の提出)

第12条 契約書を作成する場合においては、落札者は、契約担当官等から交付された契約書の案に記名押印し、落札決定の日の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない。）に、これを契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後すみやかに請書その他これに準ずる書面を契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(異議の申立)

第13条 入札をした者は、入札後、入札関係図書及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

様式1

(用紙A4)

入 札 書

一金

ただし

〇〇競争契約入札心得及び現場説明書等を承諾の上、入札します。

平成 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名(印)

(契約担当官等の官職氏名) 殿

様式2

(用紙A4)

入 札 辞 退 届

件 名

上記について指名を受けましたが、都合により入札を辞退します。

平成 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名(印)

(契約担当官等の官職氏名) 殿

別添 1

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、入札書の提出をもって誓約します。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している